

# 世界遺産登録基準から見た自然遺産・複合遺産

吉田 正人\*

## 要約

世界遺産条約は履行指針において、世界遺産リストに登録するための自然遺産の基準（クライテリア）として、①類例をみない自然美、②地形地質、③生態系、④生物多様性の4つを定めている。本稿では、2007年現在、世界遺産リストに登録されている、166の自然遺産、25の複合遺産を対象に、登録の基準として認められたクライテリアを分析し、世界遺産リストへの登録の動向を検討した。その結果、1993年以降、自然美の基準のみで登録された世界遺産はなく、地形地質の基準あるいは生態系の基準に生物多様性の基準を加え、総合的に評価されるようになってきたことがわかった。今後、自然遺産または複合遺産を登録する際に、この分析が役立つことを期待したい。

キーワード：世界遺産条約、自然遺産、複合遺産、クライテリア

## 1. 世界自然遺産とその登録基準 (クライテリア)

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、1972年11月にパリで開催されたユネスコ総会で採択された条約であり、文化遺産と自然遺産を一つの条約で保護するというユニークな性格を持っている（吉田1996, 1998）。

1960年代、ユネスコは国際協力によって、アスワンハイダムの建設による水没から、アブシンベル神殿を守った経験から、1970年のユネスコ総会の後、顕著な普遍的価値を有する記念工作物、建造物群および遺跡の保護に関する国際条約の起草に着手した。一方、スイスに本部をおく国際自然保護連合（IUCN）は、イエローストーン国立公園100周年を記念して、自然遺産の保護に関する条約を準備していた。1972年6月の国連人間環境会議において、この二つの条約案を一つにまとめることが求められ、同年11月のユネスコ総

会において一つの条約として採択されたのである。1975年12月には条約発効に必要な20カ国が批准し、条約は発効した（吉田2005）。

2007年現在、184カ国が加盟し、141カ国に存在する660の文化遺産、166の自然遺産と25の文化と自然の複合遺産が世界遺産リストに登録されている。わが国は1992年に125番目の締約国となり、文化遺産11カ所（法隆寺の仏教建造物、姫路城、古都京都の文化財、白川郷・五箇山の合掌造り集落、原爆ドーム、厳島神社、古都奈良の文化財、日光の社寺、琉球王国のグスク及び関連遺産群、紀伊山地の霊場と参詣道、石見銀山遺跡とその文化的景観）、自然遺産3カ所（屋久島、白神山地、知床）を世界遺産リストに登録している（図1）。

世界遺産条約（第2条）は、自然遺産を「無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある動植物種の生息生育地を含む地質学的地理学的生成物または厳密に定義された区域、学術上保全上又は審

2007年11月30日受付

\* 江戸川大学 ライフデザイン学科教授 保全生態学



図1 日本国内の世界遺産地域（2007年現在、文化遺産11、自然遺産3）

美上顕著な普遍的価値を有する自然地域又は厳密に定義された区域」と定義している（吉田2008）。

条文のみでは、「顕著な普遍的価値」の意味が明確でないため、条約履行指針（Operational Guideline）は、世界遺産条約の登録基準（クライテリア）として10項目を挙げ、そのうち（vii）から（x）の4項目が自然遺産に関するものである（履行指針77）。

- （vii） 類例を見ない自然の美しさあるいは美的重要性を持ったすぐれた自然現象あるいは地域（例：氷河によって削られた雄大な渓谷や巨大なセコイヤで知られるヨセミテ国立公園など）
- （viii） 生命進化の記録、重要な進行中の地質学的・地形形成過程あるいは重要な地形学的自然地理学的特徴を含む地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本（例：20億

年に及ぶ地球の歴史をそのまま残しているグランドキャニオン国立公園やカンブリア紀の生物進化の証拠であるバージェス頁岩化石を産するカナディアンロッキー公園群など）

- （ix） 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的生物学的過程を代表する顕著な見本（例：現在も生物進化が進行中のガラパゴス国立公園や世界最大のサンゴ礁であるグレートバリアリーフ海中公園など）
- （x） 学術的・保全的視野から見て顕著な普遍的価値を持つ絶滅のおそれのある種を含む生物多様性の野生状態における保全にとって最も重要な自然の生息生育地を含むもの（例：絶滅のおそれのあるマウンテンゴリラやシロサイの生息地であるガランバ、ピ

ルンガ、カフジビエガ国立公園など)

世界遺産リストに、自然遺産として登録されるためには、このうちいずれか一つの基準を満たすことが必要である。ちなみに、屋久島は(vii)と(ix)、白神山地は(ix)、知床は(ix)と(x)の基準を満たしていると評価されている。

上記のクライテリアを満たした自然遺産候補地のうち、自然遺産としての完全性(Integrity)の条件を見たし、国内法などによる適切な保護管理体制をもったもののみが顕著で普遍的な価値を有する自然遺産とみなされる(履行指針78)。

完全性とは、自然遺産の特質のすべてが包含されていることを示すものであり、(a)顕著で普遍的な価値を発揮するために必要な要素がすべて含まれていること、(b)自然遺産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されていること、(c)開発又は管理放棄による負の影響を受けていないことなどを「完全性の証明」として推薦書類に添付しなければならない(履行指針88)。

また世界遺産リストへの登録にあたっては、登録時に認められた顕著な普遍的価値及び完全性の条件が、将来にわたって維持、強化されるよう担保されることが求められる(履行指針96)。

具体的には、世界遺産リストに登録される遺産は、適切な立法措置、規制措置、制度的措置、伝統的手法によって、確実な保護管理を担保されなければならない。立法措置に関してわが国は、自然遺産候補地は、国立公園、自然環境保全地域、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域、天然記念物に指定されていることを要件としている。ちなみに屋久島は霧島屋久国立公園と原生自然環境保全地域と天然記念物、白神山地は自然環境保全地域、知床は知床国立公園と原生自然環境保全地域に指定されている。また3カ所とも国有林の森林生態系保護地域に指定されている(吉田2008)。

世界遺産リストに登録されるためには、以上のように、①世界遺産登録基準(クライテリア)に合致すること、②完全性の条件を満たす範囲を選定すること、③国内法によって保護担保措置をと

ること、の3つの条件を満たす必要がある。ここでは、世界遺産登録基準(クライテリア)にしぼって、2007年現在、世界遺産リストに登録されている、166の自然遺産、25の複合遺産を対象に、登録の基準として認められたクライテリアを分析し、世界遺産リストへの登録の動向などを検討した。

## 2. 世界遺産リストに登録された自然遺産・複合遺産

世界遺産リストに登録された自然遺産は166、文化遺産と自然遺産の両方の条件を満たした複合遺産は25にのぼる。この中から、(1)4つの登録基準のうち、ただ一つの基準によって登録された世界遺産(白神山地型)、(2)4つの登録基準のうち、二つの基準を満たしているものの、うち一つは自然美の基準であるもの(屋久島型)、(3)4つの登録基準のすべてを満たしたもの(イエローストーン型)の3タイプに注目して、自然遺産の類型、登録年代などについて分析を行った。

### (1) ただ一つの基準によって登録された世界遺産(白神山地型)

世界遺産リストに登録された自然遺産・複合遺産のうち、ただ一つの基準によって登録された世界遺産を取り出して分析した(表1, 図2)。

#### ① 自然美の基準(vii)のみで登録された世界遺産

自然美の基準のみで登録された世界遺産は14カ所(ベラルーシとポーランドの国境を越えた世界遺産を1つと数えれば13カ所)であった。ただし、うち7カ所は複合遺産であり、文化遺産の基準にも適合している(トルコ、マケドニア、ギリシャ、マリならびに中国の泰山)。したがって、純粋に自然美の基準のみで登録された自然遺産は、サガルマタ(ネパール)、ベラヴェシュスカヤ・プーシャ=ビャウォヴィエジャ(ベラルーシ/ポーランド)、キリマンジャロ(タンザニア)、九寨溝、黄龍、武陵源(中国)の6カ所のみである。サガ

表1 ただ一つの登録基準によって登録された世界遺産

国名	世界遺産名	vii	viii	ix	x	初登録
ネパール	サガルマタ	○				1979
ベラルーシ	ベラヴェシユスカヤ・ブーシャ＝ビャウオヴィエジャ	○				1979
ポーランド	ベラヴェシユスカヤ・ブーシャ＝ビャウオヴィエジャ	○				1979
マケドニア	オーリドの自然文化遺産 (M)	○				1979
トルコ	ギョレメ国立公園／カッパドキア (M)	○				1985
タンザニア	キリマンジャロ国立公園	○				1987
中国	泰山 (M)	○				1987
ギリシア	メテオラ (M)	○				1988
ギリシア	アトス山 (M)	○				1988
トルコ	ヒエラポリス・パムッカレ (M)	○				1988
マリ	バンディアガラ岬 (ドゴンの土地) (M)	○				1989
中国	九寨溝	○				1992
中国	黄龍	○				1992
中国	武陵源	○				1992
オーストラリア	ウィランドラ湖群 (M)		○			1981
アメリカ	ハワイ火山国立公園		○			1987
ドイツ	メッセル・ピット化石産地		○			1995
スロバキア	アッグテレク・カルストとスロバキア・カルスト		○			1995
ハンガリー	アッグテレク・カルストとスロバキア・カルスト		○			1995
カナダ	ミグアシャ自然公園		○			1999
アルゼンチン	イスチグアラス／タラムパジャ自然公園		○			2000
イタリア	エオリエ諸島		○			2000
スウェーデン	クバルケン諸島／ハイ・コースト		○			2000
フィンランド	クバルケン諸島／ハイ・コースト		○			2000
イギリス	ドーセットと東デボン海岸		○			2001
スイス	サン・ジョルジオ山		○			2003
ベトナム	フォン・ニア・ケバン国立公園		○			2003
エジプト	ワジ・アル・ヒタン (クジラの谷)		○			2005
南アフリカ	フレデフォート・ドーム		○			2005
日本	白神山			○		1993
ソロモン諸島	東レンネル諸島			○		1998
スロバキア	カルパチア山脈ブナ原生林			○		2007
ウクライナ	カルパチア山脈ブナ原生林			○		2007
コンゴ共和国	カフジ・ビエガ自然公園				○	1980
チュニジア	イシュケウル国立公園				○	1980
セネガル	ニオコロ・コバ国立公園				○	1981
ブルガリア	スレバルナ自然保護区				○	1983
インド	ケオラデオ国立公園				○	1985
メキシコ	エルビスカイノクジラ保護区				○	1993
オマーン	アラビアオリックス保護区 (削除)				×	1994
中国	峨眉山と楽山大仏 (M)				○	1996
コンゴ共和国	オカピ野生生物保護区				○	1996
ロシア	アルタイゴールデン山脈				○	1998
アルゼンチン	バルデス半島				○	1999
ロシア	シホテアリン中央部				○	2001
タイ	ドン・パヤイェン＝カオ・ヤイ森林保護区群				○	2005
中国	四川ジャイアントパンダ保護区				○	2006

注) 複合遺産には(M)を付した。文化遺産の基準は複数あっても自然遺産の基準が一つである世界遺産はここに含めた。  
(例: 泰山は文化遺産の基準 i～vi の他に自然遺産の基準 vii に合致)

ルマタやキリマンジャロは雄大な山岳景観，九寨溝，黄龍，武陵源は溪谷や石灰岩地帯の山水画のような風景が評価されている。

しかし，1992年に中国の3つの世界遺産が登録されたのを最後に，自然美の基準のみで登録された世界遺産はない。これは，自然美という基準が主観に左右されやすいことと，1993年以降は生物多様性の保全という国際的な動向に合わせた登録が増えていることが理由であろう。既存の6カ所の世界遺産にしても，ヨーロッパバイソンの生息地であるベラヴェシュスカヤ・プーシャ＝ジャヴォヴィエジャの森などは，現在であれば生物多様性の基準（x）で評価されると思われる。

② 地形地質の基準（viii）のみで登録された世界遺産

地形地質の基準のみで登録された世界遺産は15カ所（スロバキアとハンガリー，スウェーデンとフィンランドの国境を越えた世界遺産を1カ所ずつに数えると13カ所）であった。地形のタイプとしては，火山，洞窟，湖沼，海岸，化石産地などが含まれている。

登録時期を見ると，ウィランドラ湖群（オーストラリア），ハワイ火山国立公園（アメリカ）を除くと，すべて1990年以降の登録であり，うち8カ所は2000年以降の登録であった。地形地質は，自然地域の評価基準としては，古典的な基準であるが，世界遺産への適用は最近のことである

といえよう。

③ 生態系の基準（ix）のみで登録された世界遺産

生態系の基準のみで登録された世界遺産は4カ所（スロバキアとウクライナの国境を越えた世界遺産を1カ所に数えれば3カ所）に過ぎない。生態系のタイプとしては，ブナ林（白神山地とカルパチア山脈）とサンゴ礁（東レンネル諸島）である。登録時期はすべて1990年以降であった。

生態系の基準は，単独で採択されるよりも，自然美，地形地質，生物多様性などの基準とあわせて採択される場合が多いものと考えられる。

④ 生物多様性の基準（x）のみで登録された世界遺産

生物多様性の基準のみで登録された世界遺産は14カ所（2007年7月の世界遺産委員会で世界遺産リストから削除されたオマーンのアラビアオリックス保護区を除くと13カ所）である。

保護対象の生物を見ると，マウンテンゴリラ（カフジ・ビエガ国立公園），コクジラ（エル・ビスカイノクジラ保護区），ジャイアントパンダ（四川省ジャイアントパンダ保護区）など多岐にわたっている。

登録時期は，1980年代が5カ所，1990年代が5カ所，2000年代が3カ所であった。

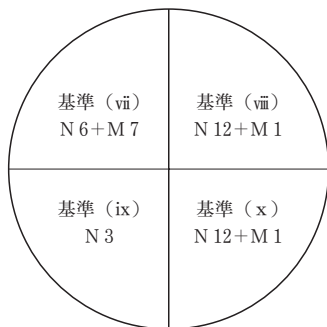


図2 ただ一つの登録基準によって登録された世界遺産の数（N：自然遺産，M：複合遺産）

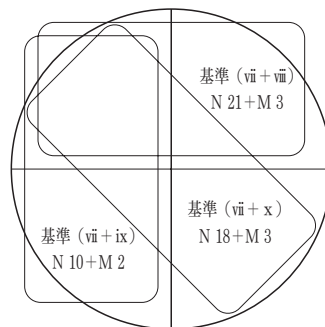


図3 二つの登録基準のうち一つは自然美の基準（vii）である世界遺産の数（N：自然遺産，M：複合遺産）

表2 二つの登録基準のうち一つは自然美の基準である世界遺産

国名	世界遺産名	vii	viii	ix	x	初登録
カナダ	ナハニ国立公園	○	○			1978
カナダ	アルバータ州立恐竜公園	○	○			1979
アルゼンチン	ロス・グラシアレス	○	○			1981
アルジェリア	タッシニ・アルセク (M)	○	○			1982
カナダ	カナディアンロッキー公園群	○	○			1984
アメリカ	ヨセミテ国立公園	○	○			1984
ペルー	ワスラカン国立公園	○	○			1985
スロバキア	スコジャン洞窟	○	○			1986
イギリス	ジャイアンツ・コーズウェイ	○	○			1986
カナダ	グロス・モーン国立公園	○	○			1987
ザンビア	モシ・オ・トゥニヤ (ビクトリア滝)	○	○			1989
ジンバブエ	モシ・オ・トゥニヤ (ビクトリア滝)	○	○			1989
ニュージーランド	トンガリロ国立公園 (M)	○	○			1990
ベトナム	ハロン湾国立公園	○	○			1994
アメリカ	カールスバット洞窟群国立公園	○	○			1995
オーストラリア	マックオーリー諸島	○	○			1997
フランス	ピレネー／モン・ベルデュ (M)	○	○			1997
スペイン	ピレネー／モン・ベルデュ (M)	○	○			1997
キューバ	デセンバルコ・デル・グランマ国立公園	○	○			1999
オーストラリア	パーヌル国立公園	○	○			2003
デンマーク	イルリサットフィヨルド	○	○			2004
セントルシア	ピトン保護地域	○	○			2004
ノルウェー	西ノルウェーフィヨルド／ガイランゲルとネーロイフィヨルド	○	○			2005
中国	中国南部カルスト	○	○			2007
韓国	濟州島の火山と溶岩洞穴	○	○			2007
スペイン	テイデ国立公園	○	○			2007
アメリカ	レッドウッド国立公園	○		○		1980
アメリカ	オリンピック国立公園	○		○		1981
ペルー	マチュピチュ (M)	○		○		1983
コンゴ共和国	サロンガ国立公園	○	○			1984
スペイン	カラホナイ国立公園	○	○			1986
オーストラリア	ウルル・カタジュタ国立公園 (M)	○	○			1987
オーストラリア	フレーザー島	○	○			1992
日本	屋久島	○	○			1993
カナダ	ウォータートン・グレイシャー国際平和公園	○	○			1995
アメリカ	ウォータートン・グレイシャー国際平和公園	○	○			1995
ロシア	コミ原生林	○	○			1995
ケニア	ケニア山国立公園・国有林	○	○			1997
コロンビア	マルペロ動植物保護区			○		2006
エチオピア	シミエン国立公園	○			○	1978
コンゴ共和国	ガランバ国立公園	○			○	1980
セネガル	ジュンジ国立野鳥保護区	○			○	1981
タンザニア	セレンゲティ国立公園	○			○	1981
オーストラリア	ロードハウ諸島	○			○	1982
コートジボアール	タイ国立公園	○			○	1982
アルゼンチン	イグアス国立公園	○			○	1984
ブラジル	イグアス国立公園	○			○	1986
メキシコ	シアン・カーン	○			○	1987
インド	ナンダデビ・花の谷国立公園	○			○	1988
イギリス	ヘンダーソン島	○			○	1988
中国	黄山 (M)	○			○	1990
マダガスカル	チンギ・ド・ベマラハ厳正自然保護区	○			○	1990
インドネシア	コモド国立公園	○			○	1991
インドネシア	ウジュンクロン国立公園	○			○	1991
ルーマニア	ドナウデルタ	○			○	1991
ウガンダ	ビウィンディ国立公園	○			○	1994
ウガンダ	ルウェンゾリ山国立公園	○			○	1994
イギリス	ゴフ・インアクセッシブル島	○			○	1995
中国	武夷山 (M)	○			○	1999
フィリピン	プエルト・プリンセサ地下河川国立公園	○			○	1999
南アフリカ	ウカランバ／ドラケンスバーグ国立公園 (M)	○			○	2000

注) 複合遺産には(M)を付した

## (2) 二つの基準のうち一つは自然美である 世界遺産（屋久島型）

上記のように、1993年以降、自然美の基準(vii)のみで登録される世界遺産は存在せず、他の基準と合わせて採択される例が多い。そのため、二つの登録基準によって登録された世界遺産のうち、一つは自然美の基準であるものを取り出して分析した(表2, 図3)。

### ① 自然美の基準(vii)と地形地質の基準(viii)で登録された世界遺産

自然美と地形地質の二つの基準で登録された自然遺産・複合遺産は26カ所(ザンビアとジンバブエ、フランスとスペインの国境を越えた世界遺産を1カ所ずつと数えると24カ所)であった。

地形地質の類型を見ると、山岳、火山、洞窟、滝、氷河、フィヨルド、カルスト、化石産地など、単独の基準で登録された世界遺産に比べて多岐にわたっている。2007年に登録された、中国南部カルスト(中国)、済州島の火山と溶岩洞窟(韓国)も自然美と地形地質の二つの基準によって登録された。

登録時期は、1970年代が2カ所、1980年代が9カ所、1990年代が6カ所、2000年代が7カ所となっている。

### ② 自然美の基準(vii)と生態系の基準(ix)で登録された世界遺産

自然美と生態系の二つの基準で登録された自然遺産・複合遺産は13カ所(アメリカとカナダの国境を越えた世界遺産を1カ所と数えると12カ所)であった。

生態系の類型としては、世界で最も樹高が高くなるレッドウッドが生育するレッドウッド国立公園(アメリカ)、インカ帝国の遺跡と雲霧林が見られるマチュピチュ(ペルー)、世界最大の砂の島であるフレーザー島(オーストラリア)、世界最古の樹齢を誇る屋久杉が生育する屋久島(日本)などが含まれている。

登録時期は、1980年代が6カ所、1990年代が

5カ所、2000年代が1カ所である。

### ③ 自然美の基準(vii)と生物多様性の基準(x)で登録された世界遺産

自然美と生物多様性の二つの基準で登録された世界遺産は22カ所(アルゼンチンとブラジルの国境を越えた世界遺産を1カ所と数えると21カ所)であった。

保護の対象となる生物は、シロサイ(ガラパンバ国立公園)、コモドオオトカゲ(コモド国立公園)、高山植物と動物(ナンダデビ・花の谷国立公園)など、単独の基準で登録された世界遺産より、さらに幅広いものになっている。

登録時期は、1970年代が1カ所、1980年代が9カ所、1990年代が10カ所で最も多く、2000年代が1カ所となっている。

### (3) 四つの登録基準すべてを満たした世界遺産(イエローストーン型)

自然遺産の4つの登録基準すべてを満たした世界遺産は22カ所(アメリカとカナダ、コスタリカとパナマの国境を越えた世界遺産をそれぞれ1カ所と数えると20カ所)であった(表3)。

これらには、イエローストーン国立公園(アメリカ)、ガラパゴス国立公園(エクアドル)、グレートバリアリーフ海中公園(オーストラリア)、テ・ワヒポウナム(ニュージーランド)など、各国を代表する国立公園が含まれており、グレートバリアリーフ海中公園(348,700 km<sup>2</sup>)、クルエーン／ランゲル・セント・エライアス／グレーシャーベイ／タッチェン・シニ・アルセク(98,391 km<sup>2</sup>)、テ・ワヒポウナム(26,000 km<sup>2</sup>)、雲南三川併流地域(16,984 km<sup>2</sup>)など面積も宏大なものが多い。

登録時期は、1970年代が5カ所、1980年代が7カ所、1990年代が6カ所、2000年代が2カ所であった。

## 3. 世界遺産登録基準の変遷は 何を物語るか？

世界遺産登録基準(クライテリア)は、何をもち

表3 四つの登録基準を満たした世界遺産

国名	世界遺産名	vii	viii	ix	x	初登録
エクアドル	ガラパゴス国立公園	○	○	○	○	1978
アメリカ	イエローストーン国立公園	○	○	○	○	1978
カナダ	クルエーン／ランゲル・セント・エライアス／グレーシャーベイ／タッチェンシニ・アルセク	○	○	○	○	1979
アメリカ	クルエーン／ランゲル・セント・エライアス／グレーシャーベイ／タッチェンシニ・アルセク	○	○	○	○	1979
アメリカ	グランドキャニオン国立公園	○	○	○	○	1979
タンザニア	ンゴログロ自然保護区	○	○	○	○	1979
オーストラリア	グレートバリアリーフ	○	○	○	○	1981
オーストラリア	タスマニア原生地域 (M)	○	○	○	○	1982
ホンジュラス	リオ・プラタノ生物圏保存地域	○	○	○	○	1982
コスタリカ	タラマンカ山脈＝ラ・アミスタ保護区／ラ・アミスタ国立公園	○	○	○	○	1983
パナマ	タラマンカ山脈＝ラ・アミスタ保護区／ラ・アミスタ国立公園	○	○	○	○	1983
エクアドル	サンガイ国立公園	○	○	○	○	1983
セーシェル	バレドメ自然保護区	○	○	○	○	1983
アメリカ	グレートスモーキー山脈国立公園	○	○	○	○	1983
ニュージーランド	テ・ワヒポウナム	○	○	○	○	1990
オーストラリア	シャークベイ	○	○	○	○	1991
ベネズエラ	カナイマ国立公園	○	○	○	○	1994
ロシア	バイカル湖	○	○	○	○	1996
ロシア	カムチャツカ火山群	○	○	○	○	1996
オーストラリア	クィーンズランド熱帯湿潤林	○	○	○	○	1998
マレーシア	グヌン・ムル国立公園	○	○	○	○	2000
中国	雲南三川併流地域	○	○	○	○	2003

注) 複合遺産には(M)を付した

て「顕著な普遍的価値」を持つと認めるのかという世界遺産条約の根源的な価値基準である。従ってその表現は、国際的な自然保護の潮流によって変化することもありうる。例えば、1992年の地球サミットにおいて生物多様性条約が採択された後、同年12月に開催された世界遺産委員会は、自然遺産の登録基準の一つである「絶滅危惧種の生息生育地」の基準を、「生物多様性の現地保存にとって重要な地域」に改めている(吉田2008)。しかし、自然遺産の4つの基準に大きな変化はないため、この基準がどのように適用され、どのよ

うな歴史的変遷をたどったかを知ることが、今後の自然遺産登録を検討する上で重要な意味を持っている。

本稿では、条約成立から36年、発効から33年、最初の世界遺産リスト登録から29年という歴史の中で、自然遺産の登録基準がどのように運用されてきたかを分析した。

とくに、ただ一つの登録基準で登録された自然遺産(白神山地型)、二つの登録基準のうち一つは自然美の基準である自然遺産(屋久島型)に注目して、登録基準の適用例を分析したところ、以



下のような結果となった。

- ① 自然美の登録基準 (vii) のみで登録された自然遺産は 6 カ所のみであり、1992 年に中国の九寨溝、黄龍、武陵源が登録されて以後、単独での登録基準の適用事例はない。自然美という主観を伴う登録基準は、国立公園指定の古典的な価値基準であるが、世界遺産条約においては他の自然科学的な登録基準と合わせて適用されるようになり、単独で適用することは避けるようになっている。
- ② 地形地質の登録基準 (viii) のみで登録された自然遺産は 13 カ所であったが、うち 8 カ所は 2000 年以降に登録されたものであった。自然美と地形地質の基準の両方で登録された自然遺産を加えると 37 カ所となり、1970 年代に登録されたものが 2 カ所、1980 年代が 11 カ所、1990 年代が 9 カ所、2000 年代が 15 カ所となり増加傾向にある。グリーンランドのイルリサットフィヨルド (デンマーク)、濟州島の溶岩洞窟 (韓国)、ワジ・アルヒタンの古代クジラ化石産地 (エジプト)、フレデフォート・ドームの隕石衝突痕 (南アフリカ) など、新しい類型の地形地質が登録されるようになり、数が増えているものである。
- ④ 生態系の登録基準 (ix) のみで登録された自然遺産は、白神山地を含めわずか 3 カ所であり、自然美と生態系の二つの基準で登録されたもの (屋久島など) を加えても 15 カ所であった。登録時期は、1980 年代が 6 カ所、1990 年代が 7 カ所、2000 年代が 2 カ所であり減少傾向にある。しかし、3 つ以上の登録基準を満たした世界遺産のうち、生態系の基準を満たした自然遺産・複合遺産は 48 カ所もあるため、生態系の登録基準は自然科学的な登録基準のベースラインとして、地形地質や生物多様性の基準との組み合わせで適用さ

れる事例が多いものと考えられる (2005 年に登録された知床も、生態系の基準と生物多様性の基準との組み合わせである)。

- ⑤ 生物多様性の基準 (x) のみで登録された自然遺産は 13 カ所であり、自然美の基準と合わせて登録されたものを加えると 34 カ所になった。登録時期は、1970 年代が 1 カ所、1980 年代が 15 カ所、1990 年代が 15 カ所、2000 年代は 4 カ所であった。2000 年代になって減少傾向かというところではない。生態系と生物多様性の基準を合わせて登録した知床のような事例が 36 カ所もあり、そのうち 14 カ所は 2000 年代になってから登録されたものである。自然美と地形地質の基準が相性がいいのに対して、生態系と生物多様性の基準も互いに相性がいいといえるだろう。

以上のことから、世界遺産登録基準は自然美という主観的な基準よりも地形地質のような科学的な根拠を持った登録基準の適用のしかたに変化すると同時に、生態系という基準に生物多様性という基準を加え総合的に評価するようになってきたといえる。今後、日本が自然遺産の登録推薦を検討するにあたって、生態系という基準をベースラインとしつつ、地形地質、生物多様性の基準に適合するような価値説明をして行くことが求められる。

#### 引用文献

- 吉田正人 (1996) 自然保護のための国際条約としての世界遺産条約. KONK 18 : 179-184. 関西自然保護機構
- 吉田正人 (1998) 自然遺産. 自然保護ハンドブック pp. 96-101. 朝倉書店
- 吉田正人 (2005) 世界遺産条約. 地球環境条約 — 生成・展開と国内実施. 有斐閣
- 吉田正人 (2006) 世界遺産条約の現代的意義. 江戸川大学紀要「情報と社会」16 : 107-121
- 吉田正人 (2008) 世界遺産条約と生物多様性の保全. 地球環境 13-1. 国際環境研究協会